

令和8年度の地域枠について【島根大学】

1 地域枠の設定数

22（地域枠10、緊急医師確保対策枠9、県内定着枠3）

2 従事要件

入学枠	<p>① 島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより、初期研修及び専門研修を受けること。</p> <p>② 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、①の期間を含めて9年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関（うち4年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事すること。</p>
奨学金	<p>【貸与総額】10,696,800円 (修学費100,000円／月、授業料相当額535,800円／年、入学金相当額282,000円)</p> <p>【返還免除条件】 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関で初期研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間指定医療機関（うち4年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事</p>

※卒業後は、キャリア形成プログラムに参加

3 キャリア形成プログラムの内容（資料3参照）

4 地域定着策

寄附講座の設置、しまね地域医療支援センターの設置、地域医療実習の実施等

5 上記を進めるための都道府県から大学への経済的支援

（1）専攻医確保・養成事業

医師の地域偏在の解消に寄与する新専門研修プログラムに関して、島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センター専門研修部門が実施する取組に対する支援

（2）寄附講座の設置

地域医療を志す医学生を対象に地域医療実習など地域医療に関する講座を実施

6 離脱要件

（1）死亡したとき。

（2）退学等により、医学科の教育課程を修了する見込みがなくなったとき。

（3）医師国家試験の不合格により、医師になることを断念したとき（注1）。

（4）その他、（1）から（3）に準ずるやむを得ない事由（注2）があるとして、県及び大学が地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）に協議した上で離脱を承認したとき。

（注1）（3）により離脱したのち、他の入学枠に基づく医学科の教育課程を修了することなく医師国家試験に合格したことが判明した場合は、離脱承認を取り消す。この場合、当該入学枠卒業医師として2に掲げる従事要件を履行する。

（注2）心身故障のうち、回復の見込みがない場合を想定している。

7 志願者確保対策

令和8年度より地域枠の医療福祉体験活動及び緊急医師確保対策枠の医療体験活動を取りやめ

令和8年度医学部臨時定員に係る方針について

第7回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「2026年度（令和8年度）の医学部定員の上限については2024年度（令和6年度）の医学部定員を超えない範囲で設定するとともに、今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度（令和9年度）以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。」とされた。



- このため、令和8年度の医学部定員については、令和6年度の医学部総定員数を上限とし、令和7年度の臨時増員の枠組みを暫定的に維持することとする。
- その上で、令和8年度の医学部臨時定員については、「医師確保計画策定ガイドライン」で示されている方針を踏まえ、以下の対応を行った上で、地域における医師の確保に真に必要な範囲で臨時定員の設置を認めることとする。
 - ・国は各都道府県に対して、安定した医師確保のため積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置についての大学との調整を促す。
 - ・また、国は都道府県に対して、確保すべき医師数（例えば、臨床研修や臨床研修修了後の時点で確保するべき人数等）を検討した上で、当該都道府県に所在する大学の地域枠入学でない医師が臨床研修や臨床研修修了後において当該都道府県に勤務する割合等も踏まえ、真に必要な地域枠数を検討することを促す。
 - ・その上で、国において臨時定員全体の必要性に加えて、当該都道府県の医師確保計画の進捗状況や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査する。
 - ・必要に応じ、臨時定員を希望する都道府県・大学に対し、臨時定員の必要性について有識者も含めた検討の場でヒアリング等を実施する。
- なお、令和8年度医学部臨時定員の配分については、医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、令和6年末までに策定することとしている総合的な対策のパッケージに関する具体的な議論や内容を注視しながら、本検討会において、引き続き議論を行っていく。